

入居者心得

ケアハウス 赤煉瓦の郷

ケアハウス赤煉瓦の郷は、入居者のみなさんが心身ともに充実した明るい生活を送っていただける住いでありたいと願っています。ここは、共同生活の場ですからお互いに人格を尊重し規律を守り、思いやりの心をもって楽しく過ごしていただきたいと思ひます。

1. 生活の心構えについて

- (1) 他人の迷惑になるような言動は慎んでください。
- (2) 外出、外泊の際はケアワーカー室に届け出てください。
- (3) 来訪者は、受付窓口にある来訪者名簿に記入してもらってください。
- (4) 入所者以外の方は施設長の許可がなければ宿泊できません。
- (5) 次のような行為はお断りします。
 - ①暴行、喧嘩、中傷、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
 - ②建物、備品、樹木等を損傷すること。
 - ③犬、猫等のペットをかうこと。
 - ④無断外出や無断外泊、門限（午後9時）を守らないこと。
 - ⑤施設内において、他人の迷惑となるセールスや布教活動を行うこと。
 - ⑥危険物、可燃物を持ち込むこと。
 - ⑦その他、施設の秩序や風紀を乱す等、共同生活にはなはだしく支障を及ぼすようなこと。

2. 各室の利用

(1) 居室

- ①居室内は常に清潔を心掛けること。少なくとも1週間に1回居室の清掃を行うこと。
- ②入居後、特別な場合を除き居室の変更はできない。
- ③居室の備品が故障したときはすみやかに職員に届け出ること。

(2) 便所

トイレットペーパー以外の物は流さないでください。

(3) 廊下

廊下には物を置かないこと。

(4) 洗濯室

洗濯は、共同洗濯室（コインランドリー）を利用してください。早朝、夜間等他の方の迷惑となるような時間は避けること。

(5) 玄関

下足箱がありますからお使いください。上履き、下履きの区別は必ずつけてください。郵便受け等も個別にありますので新聞受けにもご利用ください。

(6) ベランダ

ベランダは通路にもなっています。特に火災時等の非常時は避難路となりますので、通行の妨げになるものは置かないでください。

3. 日常生活について

(1) 食事

- ①食事は1階の食堂でとってください。セルフサービスです。

昼食・夕食の主食と汁物についてはできるだけ職員が盛付いたします。

②食事時間は概ね次のとおりです。

朝食 午前7：30～8：30

昼食 午後0：00～1：00

夕食 午後6：00～7：00

③外出、外泊のため食事が不要になった時は早目に申し出てください。

④欠食の場合も原則として生活費は徴収しますが、1週間以上前に申し出があり、かつ1日3食が欠食である場合に限り減額いたします。

⑤介護保険を利用された場合、利用制度において食事代を支払いしていただきます食分はケアハウスの生活費から減額いたします。

(2) 入浴

①入浴は毎日とします。時間は午後1時から午後9時までとします。但し、事情によって日時を変更することがあります。

②入浴時には次のことはしないようにしてください。

- ・浴槽内では体を洗わないでください。
- ・タオルを浴槽につけないでください。
- ・浴室で洗濯をしないでください。
- ・浴室で汚物を流さないでください。

(3) 清掃

廊下、食堂、談話室、トイレ等の共用スペースは、お互い

に気持ちよく使えるよう、日頃より気を付けて清掃に心掛けてください。

(4) 門限

門限は午後9時です。やむをえず門限時刻以後に帰所になるときは連絡してください。

(5) 掲示

案内・連絡等の事項は放送のほか、掲示板にておこないません。

(6) 電話

居室内に電話架設したときは職員までご連絡ください。

(7) 喫煙

喫煙は定められた場所でおこなってください。

(8) ゴミ

ゴミは所定の場所以外は捨てないで下さい。ゴミは近江八幡市の指定の方法にしたがって分類してください。

4. 保健衛生について

(1) 入院加療が必要となる方にはその措置を講ずるとともに療養に専念していただきます。

(2) 年1回健康診断をしますので、特に事情のない限り必ず受けてください。費用は実費となります。

5. 防災・防犯

(1) 指定場所以外での火気の取扱いは禁止します。

(2) 電気器具を使用する場合、あらかじめ施設長に届出するとともに安全性を確かめておくこと。

(3) 急病または火災等非常事態が発生したときにはただちに職

員に連絡してください。なお、居室等に非常コールブザーが設置されていますが緊急非常時以外はみだりに使わないでください。

- (4) 施設で実施する防災訓練には積極的に参加してください。
- (5) 災害発生の場合、職員の指示にしたがい、あらかじめ指定された経路にしたがって退避してください。
- (6) 貴重品の保管については施設は責任を持ちません。各自で十分注意して管理してください。

6. 立ち入りについて

緊急やむをえない場合に、職員が居室内に立ち入ることがあります。

7. 入退去について

- (1) 都合により退去しようとするときは1ヵ月前に届け出てください。
- (2) 次のような場合には退去していただくことがあります。
 - ・不正または偽りの行為によって入居したとき。
 - ・正当な理由なく利用料等を滞納したとき。
 - ・病気その他感染症、精神的疾患等のために、他の利用者に迷惑をかけるなど共同生活に不適當な場合。
 - ・日常生活に支障をきたしたとき。
 - ・金銭の管理、各種サービスの利用について自分で判断ができなくなったとき。
 - ・その他入居契約に違反したとき。

8. 利用料等

- (1) 基本利用料は事務費、生活費、管理費、共益費です。

- (2) 事務費は、利用者本人の前年の収入額によって定められます。
- (3) 生活費には冬期加算額として暖房費が加算されます。
- (4) 居室の上下水道料に関する利用料は月2,000円とします。
- (5) 居室の電気料は使用した分を徴収します。
- (6) 利用料は当月分を、使用料は前月分を毎月10日までに施設が指定する金融機関に納入する。(ただし、1月・5月は15日までとする。)法令の改正があったときは改訂されます。
- (7) 年1回(2月頃)前年分の収入申告を証明資料を添えて提出してください。

9. その他

- (1) 相談ごと、心配ごとのあるときは気軽に職員にご相談ください。
- (2) 近隣の方や施設利用者の方とは挨拶を交わすなど、なごやかな関係が保たれるよう努めてください。
- (3) ケアハウス内での生活が、和をもってより豊かに楽しい生活を送っていただけるように催しの計画、地域の諸行事の案内、交流をすすめます。
- (4) 自家用車をお持ちの方は駐車していただけますが有料となります。
 - ・駐車料金は1ヵ月2,000円とします。